

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和7年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導、健康相談等を実施し、各種事業の対象者管理と案内、健診や訪問結果管理、報告資料作成等の事務を行っている。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務：保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児の訪問指導、低体重児の届出
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第97条 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の80及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第82条及び第97条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健やか部 こども家庭室
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 電話072-892-0121(代表) 交野市 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話072-893-6405 交野市 健やか部 こども家庭室
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報管理責任者、保護担当者、事務取扱担当者それぞれが担当に合わせた研修を受講している。また、交野市情報セキュリティポリシー基本要綱に沿った対応を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事後	
平成29年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表第一の36条の2、49の項	事後	
平成29年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第二の26、56の2、70、87の項	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の56条の2の	事後	
平成29年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	
令和1年6月6日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の36条の2、49の項	番号法第9条第1項 別表第一の36の2、49の項	事後	
令和1年6月7日	I-4-②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の56条の2の	情報照会・提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	事後	
令和1年6月6日	I-5-②所属長	健康増進課長 寺島 祐理子	課長	事後	
令和1年6月6日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月6日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月6日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和1年12月19日	I-4-②法令上の根拠	情報照会・提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	情報照会・提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項、	事後	
令和6年4月1日	I-5-①評価実施機関における担当部署	健やか部健康増進課	健やか部 こども家庭室	事後	
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号	〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号	事後	
令和7年12月9日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の36の2、49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条、第40条1号～8号	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	
令和7年12月9日	I-4-② 法令上の根拠	情報照会・提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条の8の項	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第97条 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の80及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する	事後	
令和7年12月9日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	新様式への変更 IV-8 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年12月9日	新様式への変更 IV-11 最も優先度が高い項目		十分である	事後	